

多摩区役所広告付き庁舎案内表示板等設置運用事業仕様書

1 目的

この仕様書は、多摩区役所において広告付き庁舎案内表示板及び行政モニター（以下「案内表示板等」という。）を設置し、広告付き庁舎案内表示板を媒体として広告を掲載することにより案内表示板等の維持管理を行う事業（以下「設置運用事業」という。）を実施するにあたって必要な条件等を定めるものである。

2 広告付き庁舎案内表示板

(1) 設置場所等

広告付き庁舎案内表示板を設置する位置は、次のとおりとする。ただし、施設管理又は安全管理上の都合により位置等の変更を行う必要があるときは、川崎市と設置業者との協議により変更できるものとする。

設置場所	台数	サイズ（行政モニター含む）
多摩区総合庁舎 1階アトリウム （別添配置図 1 参照）	1 台	縦 1,900mm 程度×横 4,600mm 程度×幅 700mm 程度

(2) 素材

広告付き庁舎案内表示板本体の素材は、鋼板又はそれに相当する強度を持つものとし、耐久性や防災性能に考慮すること。

(3) デザイン

ア 設置場所周辺と調和のとれた色合い、デザインとすること。

イ 文字の大きさや配色については、高齢者や色覚障害者に配慮するなど、ユニバーサルデザインに心がけること。

ウ 外国語表記を付加するなど、外国人に配慮すること。

(4) 表示内容

広告付き案内表示板には、次の情報を表示すること。

ア 庁舎案内

(ア) 各階ごとに部課名等をわかりやすく表示すること。

(イ) 課ごとに業務内容をわかりやすく表示すること。

(ウ) 1階のフロア案内図をわかりやすく表示すること。

(エ) 組織変更、レイアウト変更等により表示内容に変更があった場合は、その都度、指示に基づき修正を行うこと。

(オ) 必要に応じて外国語表記を付加すること。

イ 周辺地図

- (ア) 多摩区内の広域図とし、公共施設等をわかりやすく表示し、一部周辺図を載せること。
- (イ) 表示内容に変更があった場合は、原則として年1回以上、更新を行うものとし、軽易な変更等については、シールの貼付け等により適宜対応すること。

(5) その他

- ア 広告付き庁舎案内表示板に関する問合せ等に対応するため、設置事業者の連絡先を明記すること。
- イ 省エネルギー対策を講じること。
- ウ 電源操作は、タイマーその他機器による自動制御又は外部の一括集中スイッチによる方式とし、来庁者等による誤動作を防止する対策を講じること。
- エ 庁舎案内及び周辺地図を川崎市が指定する形式で提供すること。なお、上記の(4)のア、イの修正・更新があった場合は同時に修正・更新を行うこと。

3 行政モニター

(1) 設置場所等

設置場所等は次のとおりとする。ただし、川崎市の都合により設置場所の変更を行う必要があるときは、川崎市と設置事業者との協議により変更できるものとする。

設置場所	台数	備考
多摩区総合庁舎 1階アトリウム (別添配置図1参照)	1台	※広告付き案内表示板横 ※デジタル受信、DVD接続ができるものとする。
多摩区総合庁舎 1階エレベーター前 (別添配置図1参照)	1台	縦 970mm 程度×横 560mm 程度
多摩区総合庁舎地下 2階エレベーターホール (別添配置図2参照)	1台	縦 970mm 程度×横 560mm 程度

(2) モニター仕様

- ア 液晶ディスプレイは32インチ以上のものとする。
- イ 川崎市が提供する動画及び静止画の行政情報を表示できるものとする。

(3) 情報更新について

液晶ディスプレイに表示するための専用端末及び必要なソフトウェアを設置業者が提供し、随時表示内容を職員が容易に変更できるものとする。

なお、液晶ディスプレイに表示するためのデータはUSBメモリ等可搬記憶媒体により更新できるものとする。

(4) その他

ア 行政モニターに関する問合せ等に対応するため、設置事業者の連絡先を明記すること。

イ 省エネルギー対策を講じること。

ウ 電源操作は、タイマーその他機器による自動制御又は外部の一括集中スイッチによる方式とし、来庁者等による誤動作を防止する対策を講じること。

4 広告の掲載

(1) 広告枠の設置

ア 広告のスペースの面積は、広告付き案内表示板における表示部分の30%以内とすること。

イ 設置事業者は、広告付き案内表示板に適正な枠数と広告料金を設定し、広告事業から収入を得ることができるものとする。

(2) 広告内容

ア 掲載する広告は、川崎市広告掲載要綱及び川崎市広告掲載基準を遵守し、川崎市広告掲載基準に規定する規制業種に抵触するものは掲載できないものとする。

イ 広告募集にあたり、広告主に川崎市が広告を募集しているような誤解を与えないようにすること。

ウ 広告募集及び内容に関する一切の責任及び費用は、設置事業者が負うこと。

5 設置・撤去

(1) 設置・移設

案内表示板等は、次の対策を講じた上で処置すること。

ア 転倒防止等

案内表示板等の設置にあたっては、本体が容易に動かないよう確実に固定するとともに転倒・落下などによる事故防止のための必要な措置を

講じること。

なお、本体の固定は、床、壁、天井等にできるだけ負担の少ない方法によること。

イ 施設利用

施設利用者等の妨げとならないよう十分に配慮し、施設管理者の指示があった場合はその指示に従うこと。

また、突起物等がある場合は排除するなど安全上必要な措置を講じること。

(2) 撤去

設置期間が終了したとき、又は契約を解除したときは案内表示板等を撤去し、原状回復を行うこと。

(3) 費用負担

案内表示板等の設置、移設及び撤去に関する工事、転倒防止並びに安全対策に要する一切の費用は設置事業者の負担とすること。

6 運用業務

- (1) 案内表示板等に関する問合せやトラブル・苦情に対しては、設置事業者の責任において対応すること。
- (2) 案内表示板等のメンテナンス及び清掃を定期的に行い、破損・汚損等がある場合は、その都度補修等の対応を行うこと。
- (3) 案内表示板等の維持管理に係る一切の費用は、設置事業者の負担とすること。

7 その他

(1) トラブル対応等

設置運営事業に関して、第三者との間に紛争が生じたときは、設置事業者の責任及び負担において解決すること。

(2) 定めのない事項

この仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、川崎市と設置事業者がその都度協議して定めるものとする。

別添配置図 1



別添配置図 2

